

鎌ヶ谷市職員再採用制度実施要綱を次のように定める。

令和8年10月7日

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美

鎌ヶ谷市告示第 127号

鎌ヶ谷市職員再採用制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌ヶ谷市の職員として採用され、一定の職務を経験した後、退職した者を再度職員として選考（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第17条の2第2項の規定による選考をいう。以下同じ。）により採用する制度（以下「再採用制度」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 鎌ヶ谷市の職員のうち、任期に定めのない常勤職員をいう。
- (2) 退職 鎌ヶ谷市職員服務規程（平成17年鎌ヶ谷市訓令第5号）第21条に規定する退職願を提出して職員を退職することをいう。
- (3) 再採用 再採用制度により採用されることをいう。

(対象者)

第3条 再採用制度の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 退職の前に職員として在職した期間（当該期間が複数ある場合は、それらを合計した期間。以下「在職期間」という。）が3年以上である者
- (2) 再採用の申出日において、退職の日の翌日から起算して10年を経過した日までの間にある者
- (3) 再採用される日の属する年度の末日において、60歳未満の者
- (4) 同一年度内に、再採用制度の選考を受験していない者

2 前項第1号の在職期間の算定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者が、過去に鎌ヶ谷市以外の地方公共団体に派遣されていた者又は退職後に引き続き国家公務員となった者で市長が定めるものである場合は、当該派遣又は国家公務員となっていた全ての期間を通算する。
- (2) 次に掲げる期間は、除算する。

ア 法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業を取得した期間

イ 法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業を取得した期間

ウ 法第28条第2項の規定による休職（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかったことによる休職を除く。）の処分を受けた期間

エ 法第29条の規定による停職の処分を受けた期間

オ 法第55条の2第1項ただし書の規定による許可を受けた期間

カ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた期間

キ 鎌ケ谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鎌ケ谷市条例第12号。以下「条例」という。）第15条に規定する介護休暇を取得した期間

ク 条例第16条に規定する不妊治療休暇を取得した期間

（再採用の申出）

第4条 再採用されることを希望する対象者は、再採用選考申込書（別記様式）を市長に提出するものとする。

（合否の決定）

第5条 市長は、前条の規定による提出があったときは、次に掲げる方法により選考を行い、その合否を決定し、対象者に通知するものとする。

（1）書類審査

（2）面接

（3）在職期間中における鎌ケ谷市職員人事評価規程（平成18年鎌ケ谷市訓令第7号）に基づく人事評価の結果

（再採用の時期）

第6条 再採用の時期は、原則として前条の規定による通知を行った日の翌年度の4月1日とする。ただし、他の時期に再採用を行うことが適当であると市長が認める場合は、この限りではない。

（再採用者の職種、初任給等）

第7条 第5条の規定による選考の結果、合格となった者（以下「再採用者」という。）の職種は、在職期間における職種と同一とする。

2 再採用者の職務の級は、在職期間の末日における職務の級以下とする。

3 再採用者の初任給は、鎌ケ谷市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和43年鎌ケ谷市規則第6号）に基づき決定するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

再採用選考申込書

年 月 日時点

フリガナ	性別
氏 名	
生年月日 年 月 日（満 歳）	
電話 （ ）	

(写真欄)

写真を貼ってく
ださい。
(ﾀﾞ4cm×ヨｺ3cm)

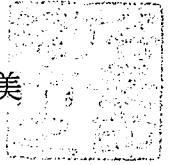
メール	
現住所	〒
退職 年月日	年 月 日

年	月	退職後の職歴
資格・免許		

鎌ケ谷市医療機関等物価高騰支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年10月7日

鎌ケ谷市長 芝 田 裕 美



鎌ケ谷市告示第129号

鎌ケ谷市医療機関等物価高騰支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の高騰による医療資材や光熱水料費等の物価高騰による影響の緩和を図り、市内に所在する医療機関等の安定的な保健医療事業の提供を支援するため、鎌ケ谷市医療機関等物価高騰支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療機関等の施設)

第2条 この要綱において、「医療機関等」とは、市内に所在する施設のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該事項に定めるものをいう。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項で規定する病院をいう。
- (2) 有床診療所 医療法第1条の5第2項で規定する診療所のうち、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- (3) 無床診療所 医療法第1条の5第2項で規定する診療所のうち、入院させるための施設を有しないものをいう。
- (4) 歯科診療所 無床診療所のうち、歯科医業を行うものをいう。
- (5) 薬局 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険薬局をいう。
- (6) 助産所 医療法第2条第1項に規定する助産所をいう。
- (7) 施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の規定により千葉県知事に対し施術所開設の届出をした施設をいう。
- (8) 歯科技工所 歯科技工士法（昭和30年法律168号）第2条第3項に規定する歯科技工所をいう。
- (9) 訪問看護ステーション 健康保険法第89条第1項の規定により同

法第88条第1項の指定が行われた訪問看護事業所をいう。

(交付対象医療機関等)

第3条 支援金の交付は、令和8年7月31日時点において医療法等に基づき市内に開設の許可を受けている医療機関等を対象とする。ただし、同日から申請日までの間に休止又は廃止している医療機関等は除く。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、1医療機関等につき1回限りとする。

(支援金の交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年12月末日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 次条第1項の規定による決定があったときは、前項の規定による申請をもって、支援金の請求があったものとみなす。

(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに、当該決定に係る支援金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による交付決定をもって支援金の額を確定したものとみなし、前項の規定による申請者への交付決定の通知をもって支援金の額の確定の通知を行ったものとみなす。

(申請に不備があった場合の取扱い)

第7条 申請者から提出された申請書に不備等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたものに対し、当該給付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

医療機関等種別	支給金額
病院	250,000円
有床診療所	250,000円
無床診療所	150,000円
歯科診療所	150,000円
薬局	150,000円
助産所	50,000円
施術所	50,000円
歯科技工所	50,000円
訪問看護ステーション	50,000円

別 記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鎌ヶ谷市長

申 請 者
所 在 地
診 療 所 名
代 表 者

㊞

鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金交付申請書兼請求書

鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金の交付を受けたいので、鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。また、支援金の交付が決定された場合は、交付決定額分を下記の支援金振込先に振り込むよう請求します。

記

1 支援金申請（請求）額 _____ 円

2 支援金振込先（以下に口座番号等を記載）

銀 行 信用金庫		支 店 出張所
普 通 ・ 当 座	フリガナ	
口座番号	口座名義人	

※通帳又はキャッシュカード等、振込先がわかるものの写しを添付すること

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鎌ヶ谷市長

鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金について、鎌ヶ谷市医療機関等物価高騰支援金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 不交付
(不交付の理由)